

専決処分した事件の報告及び承認について

平成二十七年九月二十五日に申し立てられた平成二十六年保育・幼稚園システム追加開発（子ども・子育て支援新制度対応）作業委託に係る訴え提起前和解（即決和解）申立事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成二十七年十一月二十六日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

- (一) 申立人は相手方に対し、平成二十六年四月一日付け委託契約（件名 平成二十六年度保育・幼稚園システム追加開発（子ども・子育て支援新制度対応）作業委託）及び平成二十七年一月十九日付け委託契約（同（その二））（以下併せて「本件委託契約」という。）の平成二十七年四月一日から同年九月三十日までの履行遅滞（以下「本履行遅滞」という。）に伴う損害賠償金として金五千八百四十五万四千七百二十円の支払義務があることを確認する。
- (二) 申立人と相手方は、申立人が相手方に対し、平成二十七年九月三十日限り、本件委託契約添付の仕様書に定める作業を行い、システム開発を完成させ、相手方指定の場所に納入したことを相互に確認する。
- (三) 申立人と相手方は、本日、第一項の申立人の相手方に対する損害賠償金五千八百四十五万四千七百二十円と相手方の申立人に対する本件委託契約に基づく請負代金とを対当額で相殺する。
- (四) 相手方は、申立人に対し、第二項の作業を完了後、申立人から適法な支払請求書（分割支払を必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。）を受理した日から三十日以内に、第三項の相殺後の本件委託契約の請負残代金九千六十二万二千元を振り込む方法によって支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
- (五) 相手方は、申立人に対し、本履行遅滞に関し、本和解条項に定めるほか、遅延損害金を含めた一切の損害賠償請求をしない。
- (六) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件委託契約に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (七) 和解費用は、各自の負担とする。

二 事件内容

(一) 申立年月日 平成二十七年九月二十五日(区收受十月二十九日)

(二) 当事者 申立人 日本電気株式会社

相手方 江戸川区

(三) 事件種別 訴え提起前の和解(即決和解)申立て

三区指定代理人 江戸川区 浅見英男 高濱次郎

四 事件経過 平成二十七年九月二十五日 訴え提起前の和解申立て

平成二十七年十一月二日 専決処分

平成二十七年十一月十三日 和解期日(同日和解)